

前橋市監査委員公表第 4 号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 25 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	横	山	勝
同	近	藤	登

市民部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年1月16日～同年3月13日

措置通知書提出日 令和7年4月11日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：共生社会推進課】 1 契約事務について（指摘事項） (1) 予定価格について スケアード・ストレート自転車交通安全教室実施委託業務の契約において、入札を行うまでの期間、予定価格調書を封筒に入れて保管していたものの、封緘されておらず秘密の保持が確保できていなかった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。 【監査対象所属：市民課】 1 雇用管理事務について（指摘事項） (1) 報酬の支給等について 会計年度任用職員の報酬において、任用通知に記載された時間給よりも少ない金額で計算し、支給しているものがあった。また、雇用管理簿において、確認印を押印していないものがあった。 不足分の報酬は速やかに支給するとともに、適正な事務処理を行うよう改善されたい。 【監査対象所属：富士見支所】 1 債権管理事務について（指摘事項） (1) 督促状について 赤城山総合観光案内所施設使用料において、納期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、督促状を発していなかった。 債権の管理に関する条例第6条及び同条例施行規則第3条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。	予定価格の秘密保持については、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルを課全体で再確認するとともに、決裁責任者による決裁、封入後、決裁責任者及び担当者が封緘したことを再度確認するよう改善した。 報酬の支給に誤りのあった対象は、臨時職員であり、出出勤システムによる管理外であったことから、紙の雇用管理簿を雇用期間分作成したが、その際、任用通知の記載との確認を怠ったことが原因である。そのため、今後は、任用通知と雇用管理簿との整合を複数人で確認するよう改善した。 また、確認印は、雇用管理簿の確認後、直ちに押印するよう改善した。 なお、不足分の報酬は、令和7年3月19日に支給した。 納期限までに納入しない者の債権管理については、債権の管理に関する条例及び同条例施行規則にのっとり、督促状の発送を行うよう改善した。 また、債権の管理に関する条例及び同条例施行規則を改めて支所内で共有、確認した。